

網走市外国人技能実習生技能検定等受検料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人技能実習生を受け入れている事業者を支援することにより、人口減少下における本市経済の持続的な発展を図るため、外国人技能実習生が受検する技能検定等の受検料について交付する補助金に関し、網走市補助金等交付規則（昭和57年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実習実施者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第6項に定める者

(2) 技能検定等

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第2項第6号で定める技能検定又は技能実習評価試験

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に事業所等を有する実習実施者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 網走市税条例（平成15年条例第3号）第3条に定める市税の滞納がない者

(2) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に定める者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含めないものとする。

(1) 市内の事業所において技能実習を行っている外国人技能実習生が受検する初級(1級)の技能検定等受検料。ただし、再受検料は除く。

(2) 市内の事業所において技能実習を行っている外国人技能実習生が受検する専門級(3級)の技能検定等受検料。ただし、再受検料は除く。

2 前項に定める補助対象経費につき、本市以外から補助等を受けるときは、当該補助金等の額を補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、受検料支払い後、外国人技能実習生技能検定等受検料補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて申請しなければならない。ただし、支払日が3月中の場合の申請期限は3月末日までとする。

2 前項の交付申請書の提出をもって、規則第15条の規定による実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付決定を規則第16条に規定する額の確定と併せて行い、外国人技能実習生技能検定等受検料補助金交付決定及び額確定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の支払い方法)

第8条 市長は、前条に定める補助金の交付決定及び額の確定後、申請者へ補助金を支払うものとする。

2 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、外国人技能実習生技能検定等受検料補助金請求書(第3号様式)により請求するものとする。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年6月4日から適用する。(第3条 条文一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。(第6条、第8条関係 第1号様式、第3号様式一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。(第6条 条文一部改正、第8条関係 第1号様式一部改正)